	うち貸倒引当金繰入額								
	うち一般貸倒引当金繰入額								
	うち個別貸倒引当金繰入額								
	特別利益								
	特別損失								
	法人税、住民税及び事業税				—	—	—	—	—
	法人税等調整額				—	—	—	—	—
	少数株主利益				—	—	—	—	—
	税引後当期純利益								
経営指標（%）	当期利益ＲＯＥ（＝税引後当期純利益／純資産）				—	—	—	—	—
	当期利益ＲＯＡ（＝税引後当期純利益／総資産）				—	—	—	—	—

（記載上の注意）

1　参考として各種の指標（関連する指標等を含む。）を記載することができる。

2　過去の実績及び実績見込みについては、特定震災特例経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間が３年を超える場合には３年とする。

3　実績見込み又は特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

4　事業年度末の計数を記載すること。

5　機械化関連費用については、リース等を含む実質ベースで記載すること。

様式第十（附則第25条関係）　（日本工業規格Ａ４）

資　本　整　理　等　実　施　要　綱

年　　月　　日提出

（提出者）特別対象協同組織金融機関等の主たる事務所の所在地

名称

代表者　　役職・氏名　　印

協同組織中央金融機関の主たる事務所の所在地

名称

代表者　　役職・氏名　　印

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第17条第１項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

第１　事業再構築の内容

第２　資本整理の内容

第３　資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補**塡**の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

第４　事業再構築後の経営体制の整備に関する事項（事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡（以下「合併等」という。）以外の場合に限る。）

第５　事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項（合併等以外の場合に限る。）

（記載上の注意）

１．一般的事項

以下の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。

２．提出者

提出者の欄においては、資本整理等実施要綱を提出する特別対象協同組織金融機関等（労働金庫等に限る。以下同じ。）及び協同組織中央金融機関の代表者が記名押印又は自ら署名すること。

３．事業再構築の内容

事業再構築（資本整理を含む。）の内容及び実施時期並びにその実現までの計画について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　事業再構築の内容が合併等である場合には、合併等に関する契約の内容など、その実現性の確保に関する事項

⑵　事業再構築の内容が合併等以外である場合には、会員からの出資その他の協同組織中央金融機関以外の者からの支援の受入れの内容及びその実施時期など、その実現性の確保に関する事項

⑶　事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融機関等の事業を引継ぐ金融機関等における業務の方針（当該特別対象協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における業務の方針を含む。）。

⑷　経営に関連する各種指標については、（別表１）により過去の実績又は実績見込み及び事業再構築後の当該特別対象協同組織金融機関等又は特別対象協同組織金融機関等の事業を引き継ぐ金融機関等の事業を引き継ぐ金融機関等の３年間における見通し

⑸　事業再構築後における剰余金の処分の方針（配当に関する方針（別表２）を含む。）

４．資本整理の内容

資本整理の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　資本整理の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由

⑵　資本整理を行うにあたり適切に資産査定がなされる体制の整備に関する事項

５．資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補**塡**の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補**塡**（以下「金銭の贈与等」という。）の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

⑴　金銭の贈与等に必要な額の算出根拠に関する事項

⑵　金銭の贈与等の措置が、予定している事業再構築の内容に照らし必要である理由

６．事業再構築後の経営体制の整備に関する事項

事業再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関等における経営管理に係る体制、業務執行に対する監査又は監督の体制並びに与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む。）及び市場リスクの管理を含む各種のリスクの管理の状況並びにこれらについての今後の方針をそれぞれ具体的に記載すること。

７．事業再構築後の事業の継続及び再建を内容とする計画

事業の再構築が合併等以外である場合には、事業再構築後の特別対象協同組織金融機関における業務の方針を踏まえ、（別表１）に記載した経営に関連する各種指標を実現するための具体的な方策を記載すること。